

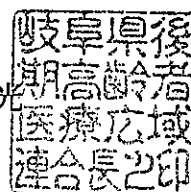
岐阜県後期高齢者医療広域連合告示第4号

広域連合長の職務代理について

平成30年2月23日付けで広域連合長が関係市町村の長を退職することに伴い、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岐阜県指令市町村第1263号）第11条第3項及び岐阜県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則（平成19年規則第3号）の規定により、広域連合長の職務を代理する者を次のとおり定める。

平成30年1月31日

岐阜県後期高齢者医療広域連合長 細江 茂光



1 職務を代理する者

岐阜県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 小川 敏

2 期間

平成30年2月24日から岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岐阜県指令市町村第1263号）第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで